

日 時	平成29年8月9日 (水) 10:00 ~ 12:00		
場 所	長崎タクシー会館 4 階会議室		
出席者	堀江憲二会長、小林透委員、小松文字子委員、長尾久美子委員、武藤智浩委員 堀江会長は議題(2)まで、武藤委員は議題(3)で会長代理。		
	< 委員名を非公表とする場合の理由 >		
事務局	県民センター		
公開状況	傍聴	可 (議題(3)は不可)	結果公表 可 (一部公表を含む)
議 題	<p>(1) 諮問(制) 第28・29号事案審議 個人情報の収集について (新県庁舎への防犯カメラの導入関係) 実施機関 長崎県知事(長崎県総務部管財課) 長崎県警察本部長(県警本部警務部装備施設課)</p> <p>(2) 諮問(制) 第27・30~33号事案審議 県有施設等において防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について 実施機関 長崎県知事(総務部県民センター) 長崎県警察本部長(県警本部警務部装備施設課) 長崎県教育長(教育庁総務課) 長崎県交通局長(交通局総務課) 長崎県公立大学法人理事長(長崎県公立大学法人総務課)</p> <p>(3) 諮問(不) 第15号事案審議 平成29年3月30日付28雇第570号で行った保有個人情報不訂正決定に対する 審査請求 実施機関 長崎県知事(産業労働部雇用労働政策課)</p>		
議事概要	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 諮問(制) 第28・29号事案審議 諮問事案について事務局から説明・質疑 実施機関からの説明・質疑 答申内容等審議 諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、答申案を作成し、 会長一任で決定することになった。</p> <p>(2) 諮問(制) 第27・30~33号事案審議 諮問事案について事務局から説明・質疑 実施機関からの説明・質疑 答申内容等審議 諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、答申案を作成し、 会長一任で決定することになった。</p> <p>(3) 諮問(不) 第15号事案審議 前回の審議内容について事務局から説明・質疑 事案について実施機関(雇用労働政策課)に対する質疑応答 及び を踏まえ審議 審査結果を踏まえ、次回、答申(案)の検討を行うこととなった。</p>		